

平成14年6月21日

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
株式会社 カアコ
代表取締役社長 辻 本 憲 三

第23期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第23期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第23期(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第23期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。なお、利益配当金につきましては、1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件
本件は、当社の資本準備金30,464,762,024円のうち、23,000,000,000円減少して7,464,762,024円とし、また利益準備金の全額に当たる952,831,152円を減少して0円とすることが承認可決されました。

第3号議案 自己株式取得の件

本件は、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式150万株、取得価額の総額60億円を限度として取得することが承認可決されました。

第4号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子を応用したゲーム機器、ソフトウェアおよび玩具の企画、開発、製造、販売、輸出入および賃貸 2. 不動産の賃貸、管理、売買、仲介 3. 金融業 4. 損害保険代理業 5. 遊園地の経営 6. ゲームセンターの経営 7. ゴルフ場、テニス場、ビリヤード場、ボウリング場の経営 8. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得および使用の許諾 9. 出版物の制作および販売 	<p>(目 的) 第2条</p> <p>(現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>10. 映画、ビデオテープ等映像の企画および製作</p> <p>11. 飲食店の経営 (新 設)</p> <p>12. 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>12. デジタル電子機器(携帯電話の充電器)の企画、開発、製造、販売、リース、レンタルおよびメンテナンス業務</p> <p>13. 前各号に付帯する一切の事業</p>
<p>(株式の消却)</p> <p><u>第5条の2</u> 当社は取締役会の決議により、第19期定時株主総会終結の日(平成10年6月26日)後、350万株を限度として、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(額面株式の1株の金額)</p> <p>第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は金50円とする。</p> <p>② 当社の1単位の株式の数は、100株とする。 (新 設)</p>	<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 (削 除)</p> <p>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により、これを選定する。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>③ 当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単位未</u>満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>③ 当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未</u>満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単位未</u>満株式の買取りおよび株券の交付等株式に関する請求の手続きならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未</u>満株式の買取りおよび株券の交付、<u>その他株式に関する請求の手続き</u>ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載<u>または記録</u>された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第13条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の<u>株主または</u>代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(取締役の選任) 第15条 当会社の取締役の選任決議は、<u>発行済株式総数のうち議決権を有する株式数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第15条 当会社の取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第23条 当会社の監査役の選任決議は、<u>発行済株式総数のうち議決権を有する株式数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第23条 当会社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(利益配当金) 第29条 当会社の利益配当金は、<u>毎決算期日における最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当) 第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日<u>現在</u>の最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配（中間配当という。）をすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(利益配当金) 第29条 当会社の利益配当金は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当) 第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配（中間配当という。）をすることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第24条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u></p>

第5号議案 取締役1名選任の件

本件は、取締役に新たに家近正直氏が選任され、就任いたしました。

なお、同氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

以 上

利益配当金のお支払いについて

第23期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、払渡期間中（平成14年6月24日から平成14年7月31日まで）に最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。

